

第2節 社会的養育の充実・強化

〈現状と課題〉

- 子ども・子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、すべての子どもに良質な生育環境を保障し、子どもをおとなと同じ権利の主体として大切にする社会の実現が求められています。
- 社会的養護の施策は、これまでは、虐待を受けていることなどの理由により生まれ育った家庭での生活が適切ではない子どもの安全の確保が中心となっていました。これからは、こどもの安全を守るだけでなく、「こどもが自分らしく生きられること」を可能にするための施策、すなわち「子どもの権利」を包括的に保障するための施策への更新が求められています。
- 令和5年度末時点で、県内で代替養育（里親や施設等での養育）を受けている子どもは550人、令和5年度に一時保護された子どもは698人でした。
- こうした子どもたちのための家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の基本的考え方（理念）に基づくケースマネジメントの推進や代替養育・一時保護に至らないための予防的支援、代替養育・一時保護となった後の早期の家庭復帰等に向けた取組が求められています。

〈施策の方向性〉

平成28年の改正児童福祉法の理念の実現及び令和4年の改正児童福祉法による子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等に向けて、令和2年度に策定した「長野県社会的養育推進計画」の見直し（後期計画の策定）（計画期間：令和7年度～令和11年度）を行い、関連施策を推進することとしています。

《施策の内容》

- 計画の目標：こどもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられること（こどもの権利を守ること）
- 計画の基本的考え方（計画の理念）
 - 1 こどもはできるだけ「家庭で家族の一員として」育つ（家庭養育優先原則）
 - 2 こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」のなかで育つ（パーマネンシー保障）
- 計画の先にあるもの：こどもが現在も、そしてこの先の未来においても（おとなになっても）幸福な生活を送ること
- 具体的な取組
 - 1 こどもの思いや意見をきいて、おとながこたえるための取組
 - ・ こどもへのサポートの各段階（在宅支援、一時保護、施設入所等）において、こどもからの意見を聴取します
 - ・ 被措置児童に対する意見表明等支援事業を実施します

- 2 市町村がこどもや家庭をサポートしていくための取組
 - ・市町村における「こども家庭センター」設置・サポートプラン作成を支援します
 - ・市町村による家庭支援事業の積極的な実施による、予防的支援を推進します
 - ・「ショートステイ」等の里親等への委託を推進します
 - ・地域における在宅での専門的相談を担う「児童家庭支援センター」の設置を促進するとともに、市町村との連携の強化を図ります
- 3 こどもを産む前からサポートが必要な母親へのサポートの取組
 - ・妊婦や出産後母子が安心して生活できるよう「妊産婦等生活援助事業」の更なる展開を進めます
 - ・助産制度の周知を行います
- 4 ひとりひとりのこどもに合った一時保護をするための取組
 - ・できるだけ家庭に近い環境での一時保護ができるようにします
 - ・ひとりひとりのこどもに合った一時保護の取組（学習の保障・施設内のルールの簡素化等）を進めます
 - ・県の一時保護所のあり方の見直しを進めていきます
- 5 こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけるための取組
 - ・児童相談所へのパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行う専門職員による担当チームの設置を進めます
 - ・親子関係再構築支援の充実を図ります
 - ・特別養子縁組を推進します
- 6 できるだけ家庭と同じ環境である里親・ファミリーホームで生活するための取組
 - ・乳幼児については里親・ファミリーホームへの委託を原則とします
 - ・里親リクルートを推進していきます
 - ・里親のリクルートからこどもの委託後・委託解除後までの一貫した、里親・里子への支援体制を構築していきます
- 7 施設が地域の中で進化するための取組
 - ・良好な家庭的な環境となるグループホームの設置を促進します
 - ・一時保護専用施設又は専用ユニットの設置を促進します
 - ・児童家庭支援センターや里親支援センターの設置を促進します
 - ・市町村が実施する家庭支援事業の受託を促進します
 - ・障害児入所施設における家庭的環境の整備を図ります
- 8 施設・里親家庭等を経験した人の自立のサポート
 - ・児童養護施設等において、退所児童の各種支援を行う児童自立生活援助事業の実施の推進を図ります
 - ・社会的養護自立支援拠点の整備を進めます

9 児童相談所の働きをさらに高めるための取組

- ・中核市で児童相談所設置希望があった場合は、設置に向けた支援を行います
- ・児童相談所職員の確保・育成、スーパーバイザーの育成を図ります
- ・関係機関との連携強化（措置後の市町村との連携等）を進めます
- ・児童相談所の配置を検討していきます

10 その他の取組

○ 計画期間：令和7年度～令和11年度

○ 計画の推進

計画の進捗状況は、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において検証・評価するとともに、計画期間の中間年を目安として、検証・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行い、取組の推進を図ります。